

R8.1.27活動事例報告・制度説明会 質疑

R8.2.4現在

| | 質問 | 回答 | 備考 |
|---|--|---|----|
| 1 | 複業実践型の活動日数について、構成員平均の「構成員」とは、活動組織の構成員全員の平均が70日以上ということでしょうか？主な構成員の平均ではダメでしょうか？（複業できない人は構成員になれない？） | 構成員平均は、活動組織である法人に属する者のうち、里山林の整備・活用に係る実作業に従事する者の活動日数の平均を想定しています。 | |
| 2 | 平均70日以上に係る実作業に従事する者として1名でもよいか。 当会の対象森林で複業実践型を実施する場合、対象森林の面積等を勘案すると交付金対象の作業を実施する人数は1名が限界と考えています。 現在の構成員で法人化したとしても、月1～2回参加してくれる構成員を交付金対象として日当を支払うと平均70日は困難なため、メインの1名以外は全くのボランティアで日当の対象にもしない方法しかないと私はいますが、そのような形でも交付金の対象になるのか教えてください。 | 要件で従業員3名以上としており、現場での安全作業を考えると実作業に従事する者も3名以上必要と考えております。 | |
| 3 | 令和8年度の申請書類はいつ頃HPにアップするのでしょうか？ | 2月10日から受付開始ですので、2月に入りましたらできるだけ早くHPに掲載します。 | |
| 4 | 簡易製材機は資機材補助対象となりましたが、製材用機材は対象外とされていました。具体的にどのような扱いとなりますか。 ウッドマイザーは簡易製材機として対象となりますか。 簡易製材機は地域活動型でも購入は可能ですか。 | 簡易製材機はR8年度から1/3補助になる予定です。対象は現地で作業するような簡易製材機で本格的な製材機は対象外です。 簡易製材機は地域活動型でも対象となります。 なお、ウッドマイザーは保留してください。 | |
| 5 | 母体を法人にした場合、構成員は雇用契約のある従業員である必要がありますか。それとも業務委託でも良いですか。（実作業すべて） | 従業員として雇用契約の必要はあります。 特殊な業務など一部の業務委託はできますが、実作業全ての委託はできません。 なお、どのような形態か具体的に示してご相談ください。 | |
| 6 | 当方でも会社主体の事業ではありますが実際に作業に従事する方については雇用関係はない形で日当をお支払いする方向で考えておりました。雇用関係が必要であればアルバイト形式の雇用関係は取れると思います。（例として雇用保険の登録、社会保険はかけないなど）この点についてのご説明をお願いいたします。 | 活動組織の構成員として申請時に登録されたもので、雇用契約を適切に結んでいる必要があります。これを満たせば短期の雇用形態も可能です。 なお法人は労働安全衛生法上、従業員に対し十分な安全対策を講じる義務があり複業型の要件となります。 | |
| 7 | 馬の道づくりは、この事業で認められないですか？ レクリエーション（空間利用）であって資源利用として認められないですか？ | この事業の目的は森林の整備で、それに伴う資源利用ですので、馬の道づくりを目的とする場合は対象外となります。なお、空間利用というには昨年の制度改革に伴う経過措置的なものです。 | |
| 8 | 法人格について、季節雇用者も構成員として認められるか。 | 当該事業にかかる期間などの季節雇用でも可能です。 (申請の時点で構成員としての登録が必要です。) | |